

「がん対策推進条例」（仮称）の早期制定を求める意見書

わが国のがん罹患率や死亡率は、ともに上昇を続けており、１９８１年以降、死亡原因の第１位であり、いまや死因の３割が、がんである。１０年後には、２人に１人が、がんで死亡すると予想されている。

昨年６月、「がん対策基本法」が制定され、日本で立ち遅れてきた緩和ケアと放射線治療の充実などが基本理念の中に盛り込まれるとともに、がん対策を戦略的に推進することが明示された。また、同法には、今年４月の施行を踏まえ、基本的施策を具体的、計画的に推進するため、国に「がん対策推進基本計画」の策定を義務付ける一方、都道府県に対し、「がん対策推進計画」の策定が義務付けられている。

今後、より実効性のある「がん対策推進計画」等を推進していく一環として、がん患者の痛み、苦しみを和らげる「緩和ケア」の充実や、欧米型のがんの増加に伴い、需要が急増する「放射線治療」の専門医・スタッフの育成、さらに患者にとって最適な治療を受けられる体制の確立を図る「がん対策推進条例（仮称）」を一日も早く制定し、がん対策を大きく推進すべきである。

その具体的な施策の柱としては、①国と同様に患者代表等を入れた「協議会」の設置、②がん登録に必要な患者の罹患、転帰その他の状況把握・分析の整備、③都道府県が設置している、がん検診の精度管理委員会の活性化、④県立病院のレベル向上を通し専門的医療従事者の育成等である。

また、全国のがん診療連携拠点病院（現行１７９）の指定が、平成１９年度で２８０、同２０年度で３５８になると見られるが、同拠点病院の整備とともに、速やかな推薦態勢の確立が求められており、さらに、容易に複数の専門家の意見を聞くことができるようセカンドオピニオンの充実や、がん情報の提供窓口の整備などを含め総合的取り組みを推進されたい。

よって、県におかれては、患者の立場に立った、がん対策を推進するとともに、「がん対策推進条例」（仮称）を一日も早く制定されるよう要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成１９年３月１３日

大和高田市議会